

# JR東日本サービスクリエーション 一般事業主行動計画【女性活躍推進法】

計画期間：2020年1月16日～2022年3月31日

## <基本方針>

多くの女性社員が所属し活躍している当社において、育児休職や復職後短時間勤務の拡充、ジョブ・リターン制度の導入など、従業員がより働きやすく活躍できるように整備をしているところであるが、今後さらに高いレベルを目指すため、下記の通り行動計画を策定する。

## <目標> 管理職（課長級）に占める女性労働者の割合を60%以上を目指す。

※当社における管理職（課長級）とは、本社における「担当部長」「チームリーダー」以上、支店・営業所・グリーンアテンダントセンターにおける「副支店長」「副所長」以上をいう。

- 取組1 育児・介護・配偶者の転勤等を理由に退職した社員に対するジョブ・リターン制度の周知・利用促進
- 取組2 ワークライフバランスに向けた業務（乗務行路等）の設定
- 取組3 育児介護の両立や各種ハラスメントに関する社内向け研修を実施し職場の意識醸成を図る

次世代法に基づく一般事業主行動計画とあわせて取り組むことで、当社で働くすべての働く人が能力を発揮できる雇用環境整備を推進する。